

# 有権者の皆さん、貴重な一票を大切にしましょう

## 7月31日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です ～投票時間は、午前7時から午後8時まで～

### 投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

- ・日本国籍を有する方
  - ・平成3年8月1日以前に生まれた方
  - ・選挙人名簿に登録されている方
  - ・平成23年4月13日以前から行田市に住所を有している方
- ※平成23年4月14日以降に埼玉県内の他の市町村に転出した方(1回のみ)で、行田市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば行田市で投票できます。

### 投票所「入場券」は郵便で

投票所「入場券」は、告示日にあわせて各家庭に郵便でお届けします。入場券は、投票所の混雑緩和のために発行するものです。届いた入場券は開封して切り離し、それぞれご本人の分をお持ちください。万一、入場券が届かなかったり、紛失したりしたとしても、選挙権のある方は投票することができます。(入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります)

※入場券を紛失してしまった方は、投票日当日に投票所の係員に申し出てください。

※入場券に点字シールを貼って発送することができますので、ご希望の方は早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

### 投票所

投票は、投票所入場券に印刷してある投票所で行ってください。なお、7月5日以降に市内で住所を変更した場合、前の住所における投票所での投票となりますのでご注意ください。

※転居したときは、入場券が届かない場合があります。転居するときには郵便局に届け出を行ってください。

投票区	投票所	投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	商工センター	第11投票区	長野公民館	第21投票区	藤原町中央会館
第2投票区	中央小学校	第12投票区	桜ヶ丘小学校	第22投票区	太田公民館
第3投票区	持田公民館	第13投票区	星河公民館	第23投票区	地域文化センター
第4投票区	西小学校	第14投票区	谷郷小橋団地集会所	第24投票区	富士山農村センター
第5投票区	太井公民館	第15投票区	北小学校	第25投票区	埼玉公民館
第6投票区	泉小学校	第16投票区	星宮公民館	第26投票区	野文化センター
第7投票区	南小学校	第17投票区	北河原公民館	第27投票区	下忍公民館
第8投票区	佐間公民館	第18投票区	下中条農村センター	第28投票区	南河原公民館
第9投票区	婦人ホーム	第19投票区	須加公民館	第29投票区	犬塚集会所
第10投票区	東小学校	第20投票区	荒木公民館		

### ご利用ください期日前投票

投票日に次のような理由がある方は期日前投票ができます。

- ・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
- ・レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
- ・病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
- ・市外の住所に居住している方(県外の場合は投票できません)